

一般社団法人日本蚕糸学会 役員の報酬・退職金に関する規程

(平成 24 年 3 月 17 日改正)

(総則)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本蚕糸学会
(以下、「この法人」という) 定款第 23 条に定
める役員の報酬に関し必要な事項を定めるもので
ある。

(無報酬)

第 2 条 この法人の役員(理事及び監事)は、そ
の在任中報酬を受けず、退任時において退職金は

支給されない。

(規程の改廃)

第 3 条 この規程の改廃は、社員総会の議決によ
る。

附則

1 この規程は一般社団法人日本蚕糸学会設立の
登記の日から施行する。